

第 42 回・世界プライバシー会議（GPA）結果報告

令和 2 年 11 月 4 日
個人情報保護委員会

令和 2 年 10 月 13 日（火）から同 15 日（木）において、オンライン形式で開催された第 42 回世界プライバシー会議（GPA）クローズド・セッション¹（以下「本会議」という。）に当委員会より麻田専門委員、新保専門委員等が参加した。

本会議では、GPA の本年の活動成果・今後の動きに関する報告が行われるとともに、本年最大の課題であった新型コロナウイルス感染症対策について多くの時間が割かれた。また、AI や顔認証技術といった、近年の技術革新の中で生じた個人情報保護に関する課題、及びこれらの課題に効果的に対処するための GPA の在り方等について議論が行われた。最終日には、合計 5 つの決議案が採択された。

本会議において当委員会から発言を行った主な箇所は以下のとおり。

① 共同声明発出に関する手続規則の改正、顔認証技術についての議論

各々のトピックス及びその決議案に係る議論が行われ、麻田専門委員より、GPA がタイムリーに国際的な枠組みとして声明を出すことの有益性への言及や、顔認証技術の運用に際しての個人情報の適切な取扱いの重要性、個人情報を使用するための原則等にかかる今後の GPA における議論に貢献する旨の発言を行うとともに、各関連決議案への賛同表明を行った。

② 新型コロナウイルス関連活動報告及び議論

新型コロナウイルスに対する各国・機関の取組に関するセッションにおいて、新保専門委員より、当委員会の取組の紹介及び AI を含む新たなテクノロジーの活用が重要である旨の発言を行うとともに、関連決議案への賛同表明を行った。

③ 事務局常設化及び GPA に対する助言のためのリファレンス・パネル構成メンバーに関する議論

麻田専門委員より、当委員会としてそれぞれの取組を支持するとともに、事務局常設化についてはメンバーに対する前広な情報提供を、リファレンス・パネルの構成メンバーについては透明性をもって選定することを求める旨の発言を行った。

今回決議として採択された内容は、ワーキング・グループ等で議論が継続されるとともに、事務局とリファレンス・パネルに関しては今後調整が行われる。なお、次回（第 43 回）はメキシコ、次々回は（第 44 回）はニュージーランドで行われる予定。

(以上)

¹ GPA は例年、データ保護機関のみが参加するクローズド・セッションと、データ保護機関に加えて有識者や民間企業等も参加するオープンセッションに分けて開催されるが、本年は新型コロナウイルスの影響によりオンライン形式となったため、クローズド・セッションのみの開催となった。